

## 入札公告共通事項書

- 1 本書で定める事項は、壱岐市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱に規定する入札について適用する。
- 2 入札参加資格
  - (1) 入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
    - ア 実施要綱第3条に規定する者であること。
    - イ 実施要綱第5条第1項に規定する制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を適切に提出した者であること。
    - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に該当する者でないこと。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者にあつては、契約締結のために必要な同意を得ている者。
    - エ 発注工種について、申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第27条の23の規定に基づく経営事項審査の有効期限が満了する者でないこと。
    - オ 申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において壱岐市長から指名停止又は指名除外の措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
    - カ 申請書の提出期限の日以前6か月から落札決定の日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
    - キ 落札決定の日までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）でないこと。
    - ク 入札公告の日から落札決定の日までの間において入札に参加する者の間に、同系列会社の基準に該当している者がいないこと。
    - ケ 申請書の提出期限の日から落札決定の日までの期間において、壱岐市が入札公告又は入札執行通知又は見積執行通知した工事における工事成績評定点が65点未満の通知を受けた者が以下の期間（65点未満の工事成績評定を受けた工事で、壱岐市工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成16年3月1日壱岐市訓令

第29号)第3条により既に当該工事において指名停止措置を受けている場合は、指名停止期間を減じた期間)に該当していないこと。

a 工事成績65点未満の通知を受けた者は、通知日の翌日から30日間の全部又は一部。

債務負担行為工事の各年度出来高予定額に対応する年度末既済部分及び完成検査についての工事成績も同様の取扱とする。

コ その他市長が受注者として不適格であると判断した者でないこと。

(2) 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)を対象とした工事である場合は、前項で定める要件を満たす者を構成員とし、かつ次に掲げる要件をすべて満たす共同企業体であること。

ア 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合又は経常建設共同企業体(中小若しくは中堅の建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成された共同企業体をいう。)でないこと。

イ 各構成員が、同一公告における他の共同企業体の構成員でないこと。

ウ 自主的に結成された共同企業体であること。

エ 経営の形態は、共同施工方式であること。

オ 代表構成員は、その他の構成員の出資比率を上回る者であること。

カ 次に定める期間存続できる共同企業体であること。

a 請負契約の相手方となった場合は、本工事の請負契約の履行後3か月以上

b 請負契約の相手方とならなかった場合は、請負契約締結の日まで

### 3 入札参加資格の確認に必要な提出書類

(1) 入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は申請書等として、次に掲げる書類のうち市が指定する書類を提出しなければならない。

ア 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書(実施要綱様式第1号)

イ 公告記載の建設業の許可に対応する許可通知書の写し又は許可証明書の写し(申請時において有効なもの。共同企業体の場合は構成員ごとに必要。)

ウ 公告に定める期間を審査基準日とした総合評定値通知書の写し。(共同企業体の場合は構成員ごとに必要)

エ 会社の同種工事の施工実績調書(実施要綱様式第2号)及びその添付書類

※同種工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登載されている場合は、添付書類に代えて工事实績情報サービスデータの写しを添付すること。

オ 配置予定技術者に関する調書(実施要綱様式第3号)及びその添付書類

カ 「配置予定技術者に関する調書」記載の同種工事の経験を証するための次に掲げる書

類のいずれか。

- a 工事経験に係る工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写し
- b 当該技術者が監理技術者又は主任技術者として工事経験に係る工事に従事していたことを証する書類

※工事経験に係る工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登載されている場合は、工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写しに代えて工事实績情報システムデータの写しを添付すること。

キ 建設工事共同企業体協定書の写し

ク 上記のほか、公告において定める書類

#### (2) 書類の作成及び提出について

ア 提出部数は1部

イ 申請書等は、公告に示す期限及び場所に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。(ただし、公告で郵送等による提出を認めている場合を除く。)

ウ 申請書等は、返却しない。

エ 申請書等を期限までに適切に提出しない者は、入札に参加することができない。

オ 申請書等の作成に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

カ 申請書等を提出し、入札期日の2日前までに実施要綱第6条に規定する制限付き一般競争入札参加資格確認通知が届かない場合は、契約担当課へ確認すること。

キ 市は、申請書等を公表又は無断で他の用途に使用しない。

#### 4 設計図書等の掲載

設計図書等の入札に関し必要な図書を、竜崎市ホームページに掲載する。設計図書等に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。

なお、実施要綱第6条に規定する制限付き一般競争入札参加資格確認通知を受けた者以外からの質問や意見等は受け付けない。また、市が定める期日以降の質問や意見等は受け付けない。

#### 5 入札の辞退

実施要綱第6条に規定する制限付き一般競争入札参加資格確認通知を受けた後に、入札を辞退する場合には入札辞退届を提出すること。

#### 6 現場説明

原則行わない

#### 7 最低制限価格の設定の有無

公告に記載する

## 8 入札方法等

- (1) 入札の日時及び場所は実施要綱様式第4号の通知書に示すとおりとし、郵送等による入札は認めない。(ただし、公告で郵送等による提出を認めている場合を除く。)
- (2) 代理人が入札するときは、委任状を提出するとともに、入札書には代理人が記名押印すること。
- (3) 入札に際しては、実施要綱様式第4号の通知書の写しを入札会場に持参すること。
- (4) 入札書及び入札用封筒は、名古屋市建設工事執行規則（平成16年3月1日 規則第116号。以下「建設工事執行規則」という。）に定める様式によること。
- (5) 入札当日の気象条件（大雨、大雪、台風接近等）から入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、入札を延期することがあるので事前に確認すること。
- (6) 入札回数は2回を限度とする。

## 9 請負代金の支払条件

- (1) 前金払は、請負代金額（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度出来高予定額。）の10分の4以内の額とする。
- (2) 請負代金額1千万円以上の工事においては、契約締結時に工期途中における請負代金額の一部支払いについて、次のア又はイのいずれかを選択すること。
  - ア 中間前金払を選択した場合は、請負代金額（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度出来高予定額。）の10分の2以内の額とする。ただし、中間前金払を含めた前金払の合計額が10分の6以内の額とする。
  - イ 部分払を選択した場合の回数は、次の区分による。（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度における回数とする。）

請負代金額	回数
1,000万円未満	行わない
1,000万円以上 3,000万円未満	1回
3,000万円以上 1億円未満	2回
1億円以上	3回

## 10 入札の無効

財務規則第77条に該当するとき。なお、財務規則第77条第1号から第5号の規定により無効となった者は、再度入札に参加できないものとする。

## 11 虚偽記載があった場合の措置

3に定める入札参加資格の確認に必要な提出書類に記載された内容に虚偽が認められた場合は、名古屋市工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成16年3

月 1 日 訓令第 29 号) に基づき指名停止となる場合がある。

## 1.2 契約の不締結等

- (1) 落札者(共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員)が、契約締結の日の前日までの間において、入札公告に係る入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合、又は、落札者決定の根拠となった事項について同等以上と認められなくなった場合は、契約を締結しない。
- (2) 契約に関し議会の議決を要する案件において、落札者(共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員)が、仮契約締結の日の前日までの間において、入札公告に係る入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合、又は、落札者決定の根拠となった事項について同等以上と認められなくなった場合は、仮契約を締結しない。
- (3) 契約に関し議会の議決を要する案件において、落札者(共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員)が、仮契約締結の日から壱岐市議会の議決の日の前日までの間において、入札公告に係る入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合、又は、落札者決定の根拠となった事項について同等以上と認められなくなった場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しない。
- (4) (1) から (3) のいずれかの場合においても、落札者に損害が生じても、壱岐市は一切の損害賠償の責めを負わない。

## 1.3 その他

- (1) 最低制限価格は、入札会場において市が定める方法により決定する。
- (2) 落札者は、下請負人と契約を締結したときは、速やかに仕様書で定める施工体系図を発注者へ提出しなければならない。
- (3) 落札者は、「配置予定の技術者に関する調書」に記載した配置予定の技術者を工事現場に配置しなければならない。ただし、やむを得ない理由により発注者の承認を受けた場合は変更することができる。
- (4) 公告及び本書に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、財務規則及び建設工事執行規則の定めるところによる。